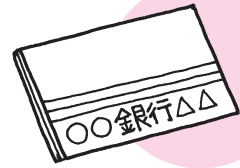


こうなります！

預金保険制度



当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

定期預金などについては、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息などが保護されます。

平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

農水産業協同組合貯金保険制度も同様の取り扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類		期 間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金(2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限りますなど 1)		合算して元本1,000万円までとその利息など(3)を保護 [1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)]	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)		保護対象外 [破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)]	

(1)このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(2)決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(3)定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配なども利息と同様保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は？

銀行(日本国内に本店のあるもの) 信用金庫 信用組合 労働金庫
信金中央金庫 全国信用協同組合連合会 労働金庫連合会

農協、漁協、水産加工協などの系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構(☎ 03・3285・1272)までおたずねください。

もっと詳しく知りたいかたは？

預金保険機構(☎ 03・3212・6029) 東海財務局(☎ 052・951・2490)または金融機関の窓口におたずねください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構ホームページ

<http://www.dic.go.jp/>